

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 香取市は、首都圏から近距離にあり、千葉県北東部に位置し、温暖な気候、利根川、黒部川などの豊富な水、北総台地の肥沃な耕地などの自然条件に恵まれ、農業を主たる産業として発展してきた。

この河川流域に広がる水田地帯を生かし、水稻を主体とする農業生産と北総台地に広がる畑地帯を利用し、かんしょ、にんじん、だいこん、ほうれん草栽培などが盛んとなっている。

畜産は専門化が進み、特に養豚では規模の大きな一貫生産が行われ、品質面でも市場の高い評価を受けている。

また、温暖な気候や首都圏に近い地理的条件を生かした野菜や果菜類、野菜苗の生産等の労働集約型の施設経営や自然循環型農業への取り組みも見られ、果樹は梨やいちじくの生産直売やぶどうの促成栽培等による特徴ある産地を形成している。

今後、稲作については規模拡大を志向する農家及び組織経営体に農地を集約し、大規模化及び団地化を推進するとともに、土地基盤整備事業を実施し、農用地の高度利用を促進し、経営の安定化及び効率化等、競争力のある強い経営体の育成に向けた支援をするものとする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 香取市の農業構造については、成田国際空港の開港や鹿島工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、専業及び兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が顕著に進んできた。

3 香取市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、

将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、香取市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 550 万円程度）、年間労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800 時間～2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営を行う者を「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努め、経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 香取市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るため、自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、香取市は、農業協同組合、農業委員会、香取農業事務所等が十分なる相互連携の下で濃密な指導を行い、香取市農業再生協議会を設置し、集落段階における将来展望とそれらを担う経営体を明確にするため、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」の策定を推進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、香取市農業再生協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体を核とし、農地の出し手

と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、認定農業者や「人・農地プラン」で位置付けられた担い手等を主体に土地利用調整を進め、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が効率的に集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営への農地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、「人・農地プラン」の策定を推進し、地域の担い手を確保する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、新規就農者や認定農業者の育成・確保、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、指導・助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、香取農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったも

のについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体及び農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、香取市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業や施設・機械整備の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 香取市は、香取市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を香取農業事務所の協力を受けて行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする組織経営体等においては、新規の集約的作目導入を図るため、同協議会の下に、市場関係者や全農千葉県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営や生産から加工・販売・観光等が一体化した6次産業化の取組を支援する。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

香取市の平成 25 年の新規就農者は 4 人であり、過去 3 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来の基幹作物である米やさつまいもの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、香取市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 450 人を踏まえ、香取市においては年間 8 人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を 5 年間で 2 増加させる。

#### イ 新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

香取市及び周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人当たり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業の生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。